

職の区分表について（通知）（平成27年10月23日改正（平成27年10月23日付第201500090458号））

職員の任用に関する規則の解釈及び運用方針第2条関係の上位の職について、次のとおり定める。

第1 上位の職とは、別表職の区分表中職員の現に有する職が掲げられている欄より上位の欄に掲げられている職をいう。

第2 経過規定

- (1) 昭和43年3月31日において、職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則（昭和41年7月鳥取県人事委員会規則第25号）附則第2項又は第3項の規定の適用を受けていた職員については、第1の規定にかかわらず同附則第2項の規定の適用を受けている者については課長補佐及び同相当職に、同附則第3項の規定の適用を受けている者については課長及び同相当職にそれぞれ区分するものとする。
- (2) 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（昭和43年4月鳥取県規則第22号）の施行の際内訓第3号をもって職名を変更された知事の事務部局の職員については、第1の規定にかかわらず行政職給料表の適用を受けている者については係長及び同相当職に、研究職給料表の適用を受けている者で職務の等級2等級の職に任用されていたものについては所長補佐及び同相当職に、職務の等級3等級の職に任用されていたものについては係長及び同相当職に、医療職給料表（二）の適用を受けている者については係長及び同相当職にそれぞれ区分するものとする。
- (3) 昭和43年4月30日において、行政職給料表の適用を受けていた知事の事務部局の職員のうち、職務の等級4等級の主計員及び主幹の職に任用されていた者については、第1の規定にかかわらず課長補佐及び同相当職に区分するものとする。
- (4) 昭和46年9月30日において、医療職給料表（二）の適用を受けていた職員のうち、課長及び同相当職に任用されていた者については、改正後の職務の区分のうち課長補佐及び同相当職に任用されたものとする。
- (5) 昭和47年12月31日において、行政職給料表の適用を受けていた部長及び同相当職の職員のうち、議会事務局の局長、知事の事務部局の本庁の部長、教育委員会の事務部局の博物館の館長及び企業局の局長の職に任用されていた者については、改正後の職務の区分のうち部長及び同相当職の職に、部長及び同相当職の職員のうち、前記以外の職に任用されていた者については改正後の職務の区分のうち、次長及び同相当職の職に任用されたものとする。
- (6) 昭和48年12月15日において、現業職給料表の適用を受けていた車庫長及び同相当職の職員のうち、自動車整備士、運転士、守衛、交換手、印刷技手、技工、工業技手、畜産技手、繭検技手、道路技手、ボイラ技士、調理士、農業技手、調理員、医療助手、用務員、寮母及び検査助手の職に任用されていた者については、改正後の職務の区分のうち車庫長及び同相当職の職に任用されたものとする。
- (7) 昭和48年12月31日において、公安職給料表の適用を受けていた部長、課長及び同相当職の職員のうち、警察本部の部長の職に任用されていた者については、改正後の職務の区分のうち部長及び同相当職に、部長、課長及び同相当職の職員のうち、前記以外の職に任用されていた者については、改正後の職務の区分のうち課長及び同相当職の職に任用されたものとする。
- (8) 昭和60年12月31日において、行政職給料表の適用を受けていた課長及び同相当職の職員のうち、主査の職に任用されていた者については、改正後の職務の区分のうち課長及び同相当職の職に任用されたものとする。
- (9) 昭和60年12月31日において、研究職給料表の適用を受けていた所長補佐及び同相当職の職員のうち、専門研究員の職に任用されていた者については、改正後の職務の区分のうち所長及び同相当職の職に任用されたものとする。
- (10) 昭和60年12月31日において、医療職給料表（2）の適用を受けていた課長補佐及び同相当職の職員のうち、技幹の職に任用されていた者については、改正後の職務の区分のうち課長及び同相当職の職に任用されたものとする。
- (11) 平成15年2月28日において、公安職給料表の適用を受けていた部長、課長及び同相当職の職員のうち、警察本部の部長、参事官及び首席監察官の職、警察学校の校長の職並びに鳥取警察署、倉吉警察署、米子警察署及び境港警察署の署長の職に任用されていた者については、改正後の職務の区分のうち部長及び同相当職の職に、部長、課長及び同相当職の職員のうち、前記以外の職に任用されていた者については、改正後の職務の区分のうち課長及び同相当職の職に任用されたものとする。
- (12) 平成15年2月28日において、公安職給料表の適用を受けていた主査及び同相当職の職に任用されていた者については、改正後の職務の区分のうち課長補佐及び同相当職の職に任用されたものとする。
- (13) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第5項、第6項、第9項、第10項又は第22項の規定の適用を受ける職員の職の区分については、平成20年3月31日までの間、なお従前の例による。
- (14) 企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県企業局管理規程第8号）附則第2項に規定する改正条例附則第5項、第6項、第9項又は第10項の規定の適用を受ける職員の職の区分については、平成20年3月31日までの間、なお従前の例による。
- (15) 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第7号）附則第3項、第4項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける職員の職の区分については、平成20年3月31日までの間、なお従前の例による。
- (16) 平成18年1月31日において、研究職給料表の適用を受けていた係長及び同相当職又は所長補佐及び同相当職の職員のうち、分場長、室長（産業技術センターの室長を除く。）、科長、園芸試験場の所長、試験地長、特別研究員又は研究員の職に任用されていたものについては、平成20年3月31日までの間、なお従前の例による。

別表 職の区分表

ア 行政職給料表の職の区分表

組織		職の区分 (職務の級)		主事 及び同相当職 (1級又は2級)	係長 及び同相当職 (3級)	課長補佐 及び同相当職 (4級又は5級)	課長 及び同相当職 (6級又は7級)	次長 及び同相当職 (7級又は8級)	部長 及び同相当職 (8級又は9級)
知事の事務部局	本庁	元気づくり総本部	東部振興課			チーム長	チーム長		
		危機管理局						局長	局長
		総務部	関西本部			チーム長			
			名古屋代表部		次長	次長	部長		
			観光交流局					局長	局長

生活環境部	衛生環境研究所			課長	次長	長		
	砂丘事務所					所長		
農林水産部	くらしの安心局	消費生活センター		次長	所長	長		
	農業大学校		准教授	課長	次長	長		
本庁共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）		主事 機械技師 電気技師 薬剤師 衛生技師 理学療法士 保健師 看護師 管理栄養士 歯科衛生士 商工技師 農園技師 水産技師 土木技師 建築技師 講芸員	係長 主計員 副主幹 教務主任 理学療法主任 管理栄養主任 歯科衛生主任 農業専門技術員 林業専門技術員	課長 補佐員 総括主計員 主計員 税務主幹 教務主幹 中山間地域振興リーダー 専技主幹 用地主幹	課長 補佐員 所長 危機管理専門官 副局長 副本部長 副官房長 企画調整幹 民工芸振興官 中山間地域振興リーダー 校長 参事 税務専門員 主任教授 総括検査専門員 検査専門員	次長 所長 局長 原子力安全対策監 東部振興監 副局長 文化振興監 スポーツ振興監 経済産業振興監 農業振興戦略監 通商物流戦略監 校参事 本会計管理	統轄 監事 監理者 本部長 東部振興監	
地方機関	総合事務所	地域振興局 農林局			チーム長	チーム長		
	総合事務所	日野振興センター				所長	所長	所長
		総合事務所共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）			次長	局長 副局長 課室長	局長 副局長 局長	所長 局長
		男女共同参画センター			次長	所長		
		消防防災航空センター				所長		
		消防学校	教官	教官	副校長	校長 副校長		
		公文書館				館長	館長	
		県税事務所				所副課長	所副課長	
		東部福祉保健事務所				副所長 課長	所副所長	所副所長
	皆成学園	養護課 皆成学園共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）			保育士長 所次課長 課長補佐	課長 園所次長	園長	
	総合事務部 地域療育連携支援室		室長補佐					
	総合療育センター 総合療育センター共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）			部長				
	鳥取療育園			次長				
	中部療育園			次長				
	福祉相談センター			課長	所次長	所長	所長	
	児童相談所			次長	所長			

				課長	次長	長																
	喜多原学園			課長	次長	園長																
	倉吉総合看護専門学校				次長																	
	精神保健福祉センター				次長	次長																
	東部生活環境事務所					所副課	所副課	所副課														
	食肉衛生検査所				次長																	
	産業人材育成センター				副校長	所長																
	東部農林事務所				次長	所副課	所副課	所副課														
	鳥獣対策センター				副所長	所長																
	病虫害防除所					所長																
	家畜保健衛生所				次室長	所室長																
	境港水産事務所				次長	所次長	所長															
	とっとり賀露かっこ館					館長																
	鳥取空港管理事務所				次長	所次長																
	県土整備事務所					所副課	所副課	所副課														
	鳥取港湾事務所				次長	所長																
	米子工事検査事務所					所長																
	地方機関共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	主事 機械技師 電気技師 衛生技師 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 精神保健福祉士 児童福祉司 社会福祉主事 精神福祉主事 心理療法士 心理判定員 児童心理司 児童自立支援専門員 児童指導員 生活指導員 保健師 改良普及員 林業改良指導員 児童生活支援員 保育士 医療ソーシャルワーカー 管理栄養士 職業訓練指導員	係長 副主幹 査察指導員 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 保育士長 副保育士長 精神保健福祉主任 児童福祉主任 社会福祉主任 精神福祉主任 心理療法主任 心理判定主任 児童心理主任 児童指導主任 医療ソーシャルワーカー主任 主任 管理栄養主任 職業訓練指導主任	課長 中山間地域振興リーダー 税務主幹 普及主幹 用地主幹	佐補 中山間地域振興リーダー 税務主幹 用地主幹	参事 中山間地域振興リーダー 税務専門員 用地専門員																
議	会	事	務	局	主	事	係	長	課	長	補	佐	課	長	事	務	局	長	事	務	局	長

教育委員会及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	人権教育課			主幹	参事				
			文化財課			室長	室長				
			本庁共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)					課長	局長	教育次長	
			教育局				センター長	局長	局長	センター長	
		地方機関	教育局			次長	局長	局長	局長		
		教育機関		教育センター				副課長	所長	所長	所長
				図書館			課長	館長	館長	館長	館長
				博物館	学芸員補			副館長	館長	館長	館長
				青年の家			次長	所長	所長		
				少年自然の家			次長	所長	所長		
				理蔵文化財センター			室次	室長	室長		
				むきぼんだ史跡公園			次長	所長	所長		
				高等学校		事務次長 司書主任	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	
				特別支援学校	学校栄養職員 介助職員	事務次長 司書主任	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	
				共通	主事 建築技師 機械技師 電気技師 造園技師 司書	係長 教育相談員	課長補佐				
		市町村立学校及び共同調理場			事務主事 学校栄養職員	事務副主事 学校栄養主任	主幹				
		警察		警察本部	運転免許試験員 保健師 航空整備士			次長 課長補佐 隊長補佐 室長補佐 統括少年警察 補導員	席佐 監査官 物品調達官 センター長 管理官		
				警察学校				事務次長			
				警察署				課長	管理官		
	共通		主事 技師 少年警察補導員	係長							
選挙管理委員会事務局			主事			次長					
監査委員事務局				監査副主幹		課長 監査主幹	次長	事務局次長	事務局次長		
人事委員会事務局			主事	係長		課長	次長	事務局次長	事務局次長		
労働委員会事務局			主事	副主幹		課長	次長	事務局次長	事務局次長		
海区漁業調整委員会事務局			主事	係長		次長					
企業局		本局					課長	局長	局長		
		事務所				次長	所長				
		共通	主事 電気技師 土木技師	係長		課長補佐					
病院局		本局				課長補佐	局長	局長			
		病院				課副室長 室長補佐	局副局長	局長	局長		



				指導主事 専門指導員			
		少年自然の家		係指導主事 専門指導員	係	長	
		埋蔵文化財センター		係文化財主事	係	長	
		むさびんだ史跡公園		係文化財主事	係	長	
	教育委員会事務局			課長補佐 係指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	指導主事 社会教育主事 高校教育主事 文化財主事 課長補佐		
市町村立学校			助養護助教諭 養護助教諭 講	教養栄講 養護教諭 栄講	副校長 教諭	校長	
知事の事務 部局	本庁			課長補佐 係専門員			
	地方機関	男女共同参画センター		課長補佐 係			
		公文書館		室総括専門員	室総括専門員	長	
		皆成学園		係	長	課長補佐	
		福祉相談センター		係	長		
		児童相談所		係	長		
		鳥取看護専門学校		副校務主任 教務主任	副校長 幹任師	副校長	長
		倉吉総合看護専門学校		副校務主任 教務主任	副校長 幹任師	副校長	長
病院局共通				文化財主事			

備考

この表は、職員の職務の級の分類に関する規則別表第3の適用を受ける職員の職に適用する。

エ 教育職給料表（2）の職の区分表

組織		職の区分 (職務の級)	助教諭及び同相当職 (1級)	教諭及び同相当職 (2級又は特2級)	教頭及び同相当職 (3級)	校長及び同相当職 (4級)
市町村立学校			助養護助教諭 養護助教諭 講	教養栄講 養護教諭 栄講	副校長 教諭	校長
共同調理場				栄養教諭		
教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	教育センター		課長補佐 係指導主事 研修主事	指導主事 課長補佐	
		図書館		資料相談員 学校図書館支援員		
		博物館		専門員 学芸員補		
		青年の家		係指導主事 専門指導員	係	長
		少年自然の家		係指導主事	係	長

				専 門 指 導 員		
		埋蔵文化財センター		係 長	係 長	
		むきばんだ史跡公園		文 化 財 主 事	係 長	
	教育委員 会事務局	本 庁		課 長 補 佐	指 導 主 査	
				係 指 導 主 事	長 社 会 教 育 主 査	
				社 会 教 育 主 事	義 務 教 育 主 査	
				管 理 主 事	文 化 財 主 査	
				文 化 財 主 事	課 長 補 佐	
				健 康 管 理 主 事		
	地 方 機 関	教 育 局		課 長 補 佐	課 長 補 佐	
				係 指 導 主 事	長 事 務 員	
知事の事務 部局	本 庁			課 長 補 佐		
				係 専 門 員		
	地 方 機 関	男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー		課 長 補 佐	課 長 補 佐	
				係 長		
		公 文 書 館		室 長 補 佐	室 長 補 佐	
				総 括 専 門 員	総 括 専 門 員	
				専 門 員		
		皆 成 学 園		係 長	課 長 補 佐	
		福 祉 相 談 セ ン タ ー		係 長		
		児 童 相 談 所		係 長		
病 院 局 共 通				文 化 財 主 事		

備考

この表は、職員の職務の級の分類に関する規則別表第4の適用を受ける職員の職に適用する。

オ 研究職給料表の職の区分表

組織	職の区分 (職務の級)	研究員 及び同相当職 (1級)	室長補佐 及び同相当職 (2級)	室長 及び同相当職 (3級)	所長 及び同相当職 (4級)	大規模所長 及び同相当職 (5級)
知事の事務 部局	衛生環境研究所		サブチーム長 室長補佐	チー ム 長	所 長	所 長
	農業試験場				場 長	場 長
	園芸試験場			所 分 場 長 試 験 地 長		
	水産試験場				場 長	場 長
	知事の事務部局共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	研 究 員	主 任 研 究 員	室 長 上 席 研 究 員	所 場 次	長 長 長
教 育 機 関		学 芸 員	主 任 学 芸 員	主 幹 学 芸 員	副 館 長	館 長
警 察 本 部		研 究 員	科 長 主 任 研 究 員	次 席 所 長 補 佐 上 席 研 究 員	所 管 理	長 官

備考

この表は、職員の職務の級の分類に関する規則別表第5の適用を受ける職員の職に適用する。

カ 医療職給料表（1）の職の区分表

組織	職の区分 (職務の級)	医師 及び同相当職 (1級)	医長 及び同相当職 (2級又は3級)	部長 及び同相当職 (3級)	副院長 及び同相当職 (3級又は4級)	院長 及び同相当職 (4級)
知事の地方 事務部局	総合事務所			局 長 副 局 長 課 長	局 長 副 局 長 参 事	局 長 監 事
	東部福祉保健事務所			副 所 長	所 長 副 所 長	所 長
	総合療育センター		部 長 副 院 長	副 院 長	院 長	院 長

				室 長			
		鳥 取 療 育 園			園 長	園 長	
		中 部 療 育 園			園 長	園 長	
		精神保健福祉センター		課 長	所 長	所 長	
		東 部 生 活 環 境 事 務 所			所 副 所 長	所 副 所 長	
	本庁	医 療 政 策 課			室 長		
		本庁共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	研 究 員	室 研 究 員	所 課 参	次 局 所 参 事	部 長 長 監
	共	通	医 師	医 副 医 長			
病院局	本	局					理 事 監
	病 院	中 央 病 院			セ ン タ ー 長 新 生 児 集 中 治 療 室 の 室 長 化 学 療 法 室 の 室 長 内 視 鏡 室 の 室 長		
		厚 生 病 院				セ ン タ ー 長	
		病院共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	医 歯 科 医 師	医 副 医 室 長	副 局 部 室 長	副 院 局 長	院 長

備考

この表は、職員の職務の級の分類に関する規則別表第6の適用を受ける職員及び企業職員の職に適用する。

キ 医療職給料表（2）の職の区分表

組織		職の区分 (職務の級)	衛生技師 及び同相当職 (1級又は2級)	係長 及び同相当職 (3級又は4級)	課長補佐 及び同相当職 (5級)	課長 及び同相当職 (6級又は7級)	局長 及び同相当職 (7級)
知事の 部局	総合 事務所	西部総合 生活環境局					局 長
	事務 所	総合事務所共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）				局 副 局 長	
		総合療育センター	臨床心理士 臨床検査技師	臨床心理主任			
		東部生活環境事務所				所 副 所 長	
		食肉衛生検査所			次 長	所 長	
		共 通	薬 剤 師 診療放射線技師 理学療法士 管理栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士	係 長 診療放射線主任 理学療法主任 管理栄養主任 作業療法主任 言語聴覚主任 歯科衛生主任	課 長 補 佐	課 参	長 事
病院局	病 院	薬 剤 師 臨床心理士 診療放射線技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 視能訓練士 管理栄養士 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	副 主 幹 薬 剤 主 任 臨床心理主任 診療放射線主任 理学療法主任 作業療法主任 言語聴覚主任 視能訓練主任 管理栄養主任 臨床検査主任 臨床工学主任	副 部 室 長	副 局 部 室	局 長 長 長	



			歯科衛生主任			
--	--	--	--------	--	--	--

備考

この表は、職員の職務の級の分類に関する規則別表第7の適用を受ける職員及び企業職員の職に適用する。

ク 医療職給料表(3)の職の区分表

組織		職の区分 (職務の級)		看護師 及び同相当職 (1級又は2級)	看護主任 及び同相当職 (3級又は4級)	看護師長 及び同相当職 (4級又は5級)	副局長 及び同相当職 (5級又は6級)	局長 及び同相当職 (7級)
知事の事務部局	総合療育センター				副看護師長 看護主任	看護師長	部長	
	共通	看護師 准看護師						
教育機関	特別支援学校	学校看護師	学校看護主任	学校看護師長 学校看護主任				
病院局	病院	助産師 看護師 准看護師	看護主任	看護師長 副看護師長	副局長 室長 センター長 副室長 副センター長		副院長 局長	副院長 局長

備考

この表は、職員の職務の級の分類に関する規則別表第8の適用を受ける職員及び企業職員の職に適用する。

ケ 海事職給料表の職の区分表

組織		職の区分 (職務の級)		二等航海士 及び同相当職 (1級又は2級)	一等航海士 及び同相当職 (3級)	機関長 及び同相当職 (4級)	船長 及び同相当職 (5級)
知事の事務部局		機関士 航海士 通信士	船長 機関長 航海士長 機関士長 漁業取締専門員		船長 機関長 機関長補佐		
教育委員会事務局及び教育機関	教育機関	高等学校	二等航海士 二等機関士 通信長 甲板長 線機長 司ちゅう長 冷凍機手 操舵機手 甲板員 機関員 司ちゅう員	一等航海士 一等機関士 二等航海士 二等機関士 通信長 甲板機長 司ちゅう長 冷凍機手	機関長 通信長 一等航海士 一等機関士	船長	
警察	警察署		機関士 船長 機関長	船長 機関長			

備考

この表は、職員の職務の級の分類に関する規則別表第9の適用を受ける職員の職に適用する。

コ 現業職給料表の職の区分表

組織		職の区分 (職務の級)		守衛及び同相当職 (1級又は2級)	守衛長及び同相当職 (3級)
知事の事務部局		畜産 農業 林業 現業 現業	技術 技術 技術 主 助 技術	手 手 手 事 員 員	現業職長
議会事務局		自動車 運転 現業	整備 転 主	視 士 士 事	

教育委員会事務局及び教育機関	自動車整備主 学校技術副班 士	士	学校技能班 学校技能副班 士	長 長 士
警察	自動車整備 運転交換 現業主	士 士 士	整備工場	長
企業局	管理技術員	員	現業職	長
病院	自動車整備 運転交換 ボイラ技術 現業主 調理助 調療	士 士 士 士 師 員 手	メッセージャー ボイラ技師 調理師 副調理室 物流管理 運行管理	長 長 長 長 任 任

備考

この表は、現業職員の職に適用する。